

別表（第8条、第14条関係）

区分			障害の程度	
			本人が運転する 場合	生計を一にする者又は常時 介護者が運転 する場合
視覚障害	身体障害者	級	2～4	1～4
	戦傷病者	項症	特別～4	
聴覚障害	身体障害者	級	2、3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
平衡機能障害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
上肢不自由	身体障害者	級	1、2	
	戦傷病者	項症	特別～3	
下肢不自由	身体障害者	級	1～6	1～3
	戦傷病者	項症	特別～6（特別～旧7）	特別～3
		款症	1～3（旧1～旧2）	
体幹不自由	身体障害者	級	1～3、5	1～3
	戦傷病者	項症	特別～6（特別～旧7）	特別～4
		款症	1～3（旧1～旧2）	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢不自由	身体障害者	級	1、2
	下肢不自由		級	1～6
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸の機能障害	身体障害者	級	1、3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
音声機能障害	身体障害者	級	3（咽頭摘出による音声機能障害がある場合）	
	戦傷病者	項症	特別～2（咽頭摘出による音声機能障害がある場合）	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1～3	
肝機能障害	身体障害者	級	1～3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
知的障害者（療育手帳）				㊤・A
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳）			1級	